

白河市耐震改修促進計画(概要版)

〔計画策定(改定)の背景と目的〕

平成7年に制定された耐震改修促進法が平成17年に改正され、この改正により国は「基本方針を策定する」、都道府県は「耐震改修促進計画の策定が義務化」、市町村は「国の基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案し、当該市町村の耐震改修等を促進するための計画の策定に努める」とされました。

このような法の改正を受け、本市は平成18年度に策定された福島県耐震改修促進計画に基づき平成20年12月に白河市耐震改修促進計画を策定し、平成27年度までに住宅及び特定建築物の耐震化率を90%とすることを目標に耐震化に取り組んできましたが、平成23年3月の東日本大震災の甚大な被害や社会情勢の変化により平成25年に耐震改修促進法が改正され、平成26年に福島県耐震改修促進法が改定されたことから、これらの計画と整合性を図るため白河市耐震改修促進計画の改定を行います。

〔建築物の耐震化を図るための基本的事項〕

(1) 国、県、市、民間の役割

国 ・耐震化に関する基本方針を策定すること

- ・建築物の耐震化に対して、耐震化に関する取り組みを支援するための施策を準備すること

県 ・耐震改修促進計画策定の義務

- ・住宅及び特定建築物の所有者への助言、指導等に関すること
- ・指示に従わない特定建築物の公表、建築基準法による改修命令を行う
- ・耐震診断、耐震改修に関する支援制度の拡充

市 ・市の耐震改修等の促進を図るため、計画の作成に努めること

- ・耐震診断、耐震改修等に関する、国、県の支援制度を利用するために、必要な体制の整備に努めること
- ・国、県などと連携し耐震化に関する情報を市民に提供すること

民間 ・住宅、建築物等の所有者が意識をもって自らが住まう住宅の耐震化に取り組むこと

(2) 計画の区域及び期間

本計画の対象となる区域は白河市全域とし、計画の期間については平成20年度から平成32年度末までとします。

(3)耐震化を図る建築物

以下の①～③に示す建築物のうち旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に着工されたもの)により建築されたものとします。

①住宅 (総数 6, 220戸)

②特定建築物(総数 70棟)※注1

③防災上重要建築物

※注1 特定建築物(法第14条第1号)とは

小学校、中学校、老人ホーム、病院、劇場、集会場、百貨店、共同住宅、体育館など多数の人が利用する建築物で、法に定める一定の規模(面積・階数)以上の建築物のことで。

(4)耐震化率現状及び目標値 ※注2

①住宅

現状83. 0% → 平成32年度末までに95. 0%

②特定建築物

現状90. 6% → 平成32年度末までに95. 0%

※注2 耐震化率の目標値は、国の基本方針及び福島県耐震改修促進計画を踏まえて設定しました。

(5)建築物の耐震化の促進を図るための施策

・基本的な取組方針

市は市民に対し耐震診断等を行いやすい環境の整備や負担の軽減のため、下記の①、②の事業のほか、必要な制度の構築や施策を講じます。

①白河市木造住宅耐震診断者派遣事業(平成21年度より実施)

民間木造住宅の所有者が自ら居住する木造住宅の耐震診断を行う場合に、その費用の一部を負担する制度です。

②白河市木造住宅耐震改修支援事業(平成26年度より実施)

耐震診断によって耐震性がないと診断された木造住宅の耐震改修費用の一部を負担する制度です。

(6)優先的に耐震化に着手すべき建築物

- ・地震発生時に災害復旧の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、避難所となる建築物、その他防災上重要な建築物
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・木造住宅

(7) 優先的に耐震化すべき区域

- ・白河市地域防災計画に定める緊急輸送路沿道及び避難所等の沿道

〔計画策定(改定)により期待される効果〕

(1) 民間(市民)への効果

「白河市木造住宅耐震診断者派遣事業」や「白河市木造住宅耐震改修支援事業」をこの計画の中に位置付けをすることにより、診断や改修に係る費用について国、県からの補助制度を活用することが可能となり、派遣依頼者(市民)が負担する耐震診断、耐震改修費用の軽減を図ることができます。

(2) 市への効果

この計画の中に、建築物の耐震化を促進するための事業や優先的に耐震化に着手すべき建築物、優先的に耐震化すべき区域等を位置付け、策定・公表することにより、市が行う建築物の耐震化に関する事業に対し、国・県から必要な補助を受けることが可能となり、これらの事業を推進することにより地震に対して安全で住み良いまちづくりを実現することが期待されます。